○総務省告示第四百九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十四年十一月九日

総務大臣　樽床　伸二

政治団体の収支報告書の要旨　（単位　円）

平成17年解散分

〔その他の政治団体〕

政治結社誠志糾察隊

報告年月日　24. 7. 2（17.12.31解散）

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平成21年解散分

〔その他の政治団体〕

日本職能力開発推進協議会

報告年月日　24. 6.18（21.12.31解散）

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平成22年解散分

〔資金管理団体〕

鈴木ひろのり後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	鈴木　啓功
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名（第一号）	鈴木　啓功
公職の候補者に係る公職の種類（第一号）	衆議院議員
公職の候補者の氏名（第二号）	鈴木　啓功
公職の候補者に係る公職の種類（第二号）	衆議院議員

報告年月日　24. 5.25（22. 9.15解散）

1　収入総額	146,525
前年繰越額	146,525
2　支出総額	146,525
3　支出の内訳	
経常経費	115,285
人件費	113,085
事務所費	2,200
政治活動費	31,240
組織活動費	31,240

北雁会

資金管理団体の届出をした者の氏名	飯島　夕雁
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名（第一号）	飯島　夕雁
公職の候補者に係る公職の種類（第一号）	衆議院議員
公職の候補者の氏名（第二号）	飯島　夕雁
公職の候補者に係る公職の種類（第二号）	衆議院議員

報告年月日　22. 9.14（22. 9. 5解散）

1　収入総額	6,263,008
前年繰越額	6,231,020
本年収入額	31,988
2　支出総額	6,263,008
3　本年収入の内訳	
寄附	30,000
個人分	30,000
その他の収入	1,988
一件十万円未満のもの	1,988
4　支出の内訳	
政治活動費	6,263,008
その他の経費	6,263,008
5　寄附の内訳	
（個人分）	
年間五万円以下のもの	30,000
6　資産等の内訳	
（借入金）	
飯島　夕雁	1,966,992

平成23年解散分

〔政党〕

自由民主党大阪府参議院比例区第四十一支部

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名	松浪健四郎
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員

報告年月日　23.10.31（23.10.31解散）

1　収入総額	245,000
前年繰越額	62,142
本年収入額	182,858
2　支出総額	245,000
3　本年収入の内訳	
寄附	182,849
個人分	182,849
その他の収入	9
一件十万円未満のもの	9
4　支出の内訳	
経常経費	245,000
人件費	200,000
事務所費	45,000
5　寄附の内訳	
（個人分）	
三好　正道	90,000　泉佐野市
松浪健四郎	92,849　泉南市

平成23年解散分

〔資金管理団体〕

関西

資金管理団体の届出をした者の氏名	松浪健四郎
資金管理団体の届出に係る公職の種類	参議院議員
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名（第一号）	松浪健四郎
公職の候補者に係る公職の種類（第一号）	参議院議員
公職の候補者の氏名（第二号）	松浪健四郎
公職の候補者に係る公職の種類（第二号）	参議院議員

報告年月日　23.10.31（23.10.31解散）

1　収入総額	49
前年繰越額	49
2　支出総額	0

平成23年解散分

〔その他の政治団体〕

日本同盟宮崎県本部（平野　栄一）

報告年月日　24. 5. 7（23. 5.31解散）

1　収入総額	346,287
本年収入額	346,287
2　支出総額	346,287
3　本年収入の内訳	
寄附	346,287
個人分	346,287
4　支出の内訳	
経常経費	266,927
光熱水費	44,505
備品・消耗品費	204,902
事務所費	17,520
政治活動費	79,360
その他の経費	79,360
5　寄附の内訳	
（個人分）	
平野　栄一	346,287　宮崎市

○総務省告示第四百九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、聡友会、関東豊穣会政治連盟及び橋本大二郎事務所から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百九十六号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年十一月九日

総務大臣　樽床　伸二

〔資金管理団体〕の部聡友会のうち2中

「支出総額　28,959,417」を

「支出総額　28,992,116」に改め、

同部聡友会のうち4中

「政治活動費　22,504,549

組織活動費　7,415,214」を

「政治活動費　22,537,248

組織活動費　7,447,913」に改める。

〔その他の政治団体〕の部関東豊穣会政治連盟のうち5の次に次のように加える。

6　資産等の内訳

（敷金）

㈱シャロウ　1,618,054　19. 4.15

同部橋本大二郎事務所のうち6中

「㈱全国治水砂防会館　1,336,800　22. 4. 2」を

「㈱全国治水砂防協会　1,336,800　22. 4. 2」に改める。